

## 第651回 統計審議会議事録

### 1 日 時

平成19年7月13日（金） 13：30～14：50

### 2 場 所

総務省第1特別会議室 中央合同庁舎2号館8階

### 3 議 題

#### 1 庶務事項

- ①統計審議会専門委員の発令について
- ②部会に属すべき専門員の指名について

#### 2 諮問事項

○諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」

#### 3 部会報告

○第23回及び第24回産業分類部会

#### 4 その他

### 4 配付資料

- 1 統計審議会専門委員の発令について
- 2 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3 諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」
- 4 部会の開催状況
- 5 指定統計調査の承認等の状況
- 6 平成19年5月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第5号）
- 7 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】美添会長、舟岡委員、新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、若杉委員、小原委員、永瀬委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、東京都総務局統計部長、

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省貝沼政策統括官、同犬伏統計審査官、同小林統計審査官、同吉田調査官

## 6 議事概要

美添会長）お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから統計審議会を開催いたします。

本日は、審議に入ります前に、各府省におきまして人事異動がありましたので、ご紹介いたします。

7月6日付ですが、総務省の統計基準担当政策統括官が橋口典央氏から貝沼孝二氏に交代されました。

また、7月10日付になりますが、総務省の統計局統計調査部長が高橋正樹氏から下河内司氏に代わりました。

同じく経済産業省経済産業政策局調査統計部長が細川政弘氏から仲田雄作氏に交代されました。

後ほど少しごあいさつをいただきますので、申しわけありません、まとめてご紹介させていただきます。

国土交通省総合政策局情報官営部長が福本秀爾氏から井手憲文氏に交代されました。

以上の4名の方に一言ずつごあいさつをお願いしたいと存じます。貝沼政策統括官から順番に一言ずつお願いいたします。

貝沼総務省政策統括官）6日付で政策統括官を拝命しました貝沼と申します。前職は、経済産業省のIT担当審議官でございます。どうぞよろしく願いいたします。

美添会長）それでは、下河内さん、お願いいたします。

下河内総務省統計調査部長）総務省統計調査部長を拝命しました下河内と申します。前職は、総務省の会計課長をやっておりました。どうぞよろしく願いいたします。

美添会長）仲田さん、お願いします。

仲田経済産業省調査統計部長) 経済産業省の調査統計部長になりました仲田でございます。

前職は、独立行政法人情報処理推進局の理事でございます。頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

美添会長) 井手さん、お願ひいたします。

井手国土交通省情報管理部長) 10日付で国土交通省の担当部長になりました井手と申します。

よろしくお願ひします。前職は、総理官邸の方の総理補佐官室におりました。

美添会長) 今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、庶務事項があります。

## 1 庶務事項

①統計審議会専門員の発令について

②部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長) 資料1、資料2ですけれども、統計審議会専門委員が資料1のとおり発令されました。これに基づきまして、専門委員の部会の所属の指名につきましては、資料2のとおり行いました。ご確認をお願ひいたします。

## 2 諮問事項

○諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」

美添会長) 続いて、諮問事項2に移ります。

諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」の諮問があります。

まず、諮問文の朗読及び補足説明を総務省政策統括官室の犬伏統計審査官からお願ひします。

犬伏統計審査官) それでは、資料の3をお願ひいたします。

朗読いたします。

諮問第321号 法人企業統計調査の改正について

統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3の規定に基づき、別添「法人企業統計調査の改正計画(案)」について、統計審議会の意見を求める。

理由

財務省は、法人企業統計調査(指定統計第110号を作成するための調査)につい

て、我が国における法人の経済活動全体の実態を体系的かつ的確に把握するため、平成20年度調査から、調査対象業種に金融・保険業を追加するとともに金融・保険業に対応した調査票の新設等を行った上で、実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。

以上でございます。

詳細な説明は、調査実施事務局の方から後ほどございますけれども、私の方から簡単に諮問案件の概要、それから諮問の趣旨等についてご説明させていただきます。

本調査は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにするとともに、法人を対象とする各種統計調査の基礎となる法人名簿を整理することを目的として実施しているものでございます。

調査は、当該事業年度の決算経費を把握します年次別調査と、それから各四半期の仮決算経費を把握いたします四半期別調査の2つの調査から構成をさせておきまして、年次別調査は昭和23年から、それから四半期別調査は昭和26年からそれぞれ実施されてきております。その後、昭和44年12月に統計審議会の答申がございまして、それを踏まえまして昭和45年6月以降、指定統計調査として実施されているものでございます。

今回の調査計画は、これまで勘定科目等が他の産業と相違しているというような理由で、金融・保険業に係る企業を除外して本調査を実施してきたわけでございますけれども、金融・保険業につきましては、日本経済の主要なIT部門を占め、その動向は景気動向を左右する一因ともなっていると。また、設備投資等の面におきましても、金融・保険業に占めるウエートが大きくなっている。このようなことから、金融・保険業を調査対象業種に追加しようとするものでございます。

なお、企業に関する産業横断的な統計調査でございます本法人企業統計調査につきまして、金融・保険業を調査対象業種に追加することにつきましては、資料の一番最後に参考として添付させていただいてございますが、平成15年6月27日の各府省統計主管部局長等会議の申合わせでございます「統計行政の新たな展開方向」におきましても検討を行うように指摘されているところでございます。

といたしましては、一つは、金融・保険業に係る調査事項や、それから集計事項、こういったものが統計の体系的整備や統計需要への的確な対応といった観

点から見て適当なものとなっているのかどうか。それから、金融・保険業に係る標本設計が統計制度の過去の見地から見て適当なものとなっているのか等々の見地からご検討をお願いしたいと思っているものでございます。

本調査は、平成20年度調査から改正後の計画で実施しようとしているものでございますけれども、母集団情報の整備等種々の準備期間を考慮いたしますと、2つに審議会のご答申をいただきたいと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

美添会長) それでは、続きまして、調査計画の説明を財務省総合政策研究所調査統計部竹村電算システム課長からお願いします。

大久保財務相総合政策研究所調査統計部長) 課長からの説明に先立ちましてごあいさつですが、私、調査統計部長の大久保と申します。

法人企業統計につきましては、金融・保険業を調査対象に追加するということにつきましては、平成15年6月の「統計行政の新たな展開方向」における指摘を踏まえまして、さらには省内外のさまざまなニーズにこたえるべくこれまで検討を重ねてきたわけでありまして。この後、竹村課長から調査計画につきまして説明させていただきますが、ぜひとも本審議会においてさまざまな角度からご審議をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

美添会長) それでは、竹村さん、お願いします。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、今、事務局、それから部長からご説明申し上げましたとおりでございますが、とりわけニーズにこたえるというところでございますが、国民経済計算等で私どもの設備投資が基礎統計となっております。そこで、金融・保険業を入れるということは、非常に待たれていることだというニーズ等もございます。それを含めまして、産業横断的な統計として整備するため、平成20年度調査から金融・保険業を調査対象に追加する改正を行うものでございます。

それでは、2番目に改正計画の概要を申し上げます。

平成20年度調査に係る改正点は以下のとおりでございます。

1つとしましては、調査対象業種の追加。

日本標準産業分類に掲げます「大分類K－金融・保険業」に該当するもののうち、

以下の6業種（以下金融・保険業といいますが）、これを調査対象に追加するということでございます。

1番としましては銀行業、2番としましては貸金業、3番目は証券業、4番はその他の証券業、5番は保険業、6番はその他の保険業でございます。

この詳しい分類表は3ページに別紙として載っておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

それから、2番の調査票の新設でございます。

調査票は、年次別・四半期別調査それぞれにつきまして、従来の金融・保険業以外の法人を対象とする共通様式（これは1種類）、それに加えまして、今回の改正で追加する業種ごとに年次別・四半期別調査にそれぞれ5種類を追加いたします。その他の証券業とその他の保険業は共通様式といたします。

法人企業統計は、財務諸表の定めるところによりまして、調査票を作成しておりますが、その中で法令の中、業法または財務省準則がある場合は、それに定めるところとなっております。それぞれの先ほど言いました銀行業、証券業、保険業それぞれ業法で財務省法に定められております。したがって、調査票の様式が5種類にふえるということでございます。

なお、金融・保険業の年次別調査では、「店舗数」に係る事項について把握いたします。

それから、3番でございます。集計様式の追加でございますが、今回の改正で金融・保険業、これを調査対象業種に追加することにしましたので、それに対応しました集計様式の追加を行います。

次のページでございます。

3番でございますが、改正の時期、それから金融・保険業の追加につきましては、年次別調査では平成20年度上期調査、これは平成21年1月実施でございます。それから、四半期別調査、これは平成20年4～6月調査、これは平成20年8月実施、ちようど来年の今ごろでございます、から実施したいと思っております。

それでは、次の別紙は今申し上げました業種分類でございます。これは、記入要領等につけ加えるものでございまして、一番左が先ほど申し上げました6業態になっております。

それでは、4ページを見ていただけますでしょうか。

実は、これは試験調査を実施いたしまして、そのときの18年度の母集団でございます。

これが総数で、私どもの把握したところが4万5,000強でございます。ただ、これから、先ほども事務局から話ございましたが、母集団の整備ということが残されております。私ども本調査までには金融庁名簿と、これも入手するようになっておまして、それ等ともマッチングしまして整理していくつもりでございます。一応参考にここでは載せさせていただいております。

それでは、資料2の法人企業統計調査の調査計画概要（案）というのをご説明申し上げます。

調査の目的。

これは今までと変更ございませんが、わが国における営利法人等の企業活動の実態を明らかにし、併せて企業を単位とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的といたします。

それから、調査の種類と調査対象期間。

これは、法人企業統計調査は、年次別調査と四半期別調査でございます。これも従来と変わりません。

それから、3番目、調査の範囲及び対象法人でございます。

調査の範囲。

従来は、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社、株式会社、会社法による会社でございます。そのみでございましたが、金融・保険業につきましては、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社とする。

ただし、四半期別調査については、資本金、出資金又は基金、これは両方で出資金に準じるものと言いかえておりますが、1千万未満の法人を除きます。

2番目としまして、調査の対象法人。

上記の調査範囲とされる法人のうち財務大臣が別に定める方法（資本金、業種区分による層別抽出法、これは別添1及び別添2のとおり）によって選定した法人を調査の対象法人とする。

後ろの方の別添2をごらんいただけますでしょうか。別添1は従来のものです。別添2、7ページになっております。

ここで標本抽出方法（金融・保険業）となっております。

母集団の範囲につきましては、調査計画でご説明しましたとおりの調査範囲でございます。

それから、2番目の母集団の分類でございます。

これは、1によりまして把握しました母集団を資本金階層別、業種別に層化いたします。

その次に資本金階層別分類でございますが、母集団の法人を資本金によりまして次の階層に層化するというので、4階層でございます。

（イ）が1千万円未満、（ロ）が1千万円以上1億円未満、（ハ）が1億円以上10億円未満、（ニ）が10億円以上。これは、一般の今の業種の方が細分化されておりますが、報道発表等で発表するときはこの4区分でございます。

それから、2番目の業種別分類でございます。

資本金によりまして層化した法人を、次表に定める業種別に分類する。

まず、さきほど言いました6業種がございます。銀行、貸金業、証券業、その他の証券業、保険業、その他の保険業。

それから、貸金業は抽出でございますので、貸金業のところを1の4ページの母集団を見ていただけますでしょうか。1の資料の4ページの母集団業種別・規模別整理表です。

実は仮につけてございます9Aから9E、このところが質屋から始まっています、いわゆる貸金業でございます。ここは母集団も非常に多く、また資金調査、これでもかなり分散の大きかったところでございます。抽出のときには、内容もそれぞれ貸金業も異なるということで、抽出はそれぞれのやはり内容の違うところ、分散の大きかったところから抽出した方がいいでしょうと、いろいろ私ども検討いたしまして、ここからサンプルは抽出させていただきます。

そうしまして、これを推計した後、足しこみまして貸金業として表章させていただきたいと思っております。

それから、その他の方は分散等も余りございませんし、小分類を見ましても余り業種も分かれていないというところで、貸金業のみここは抽出方法を分散化、精度

を高めたいと思っております。

それから、3ページでございます。

標本の抽出でございますが、業種別、資本金階層別に分類層化した母集団法人から、次に示す方法によりまして標本法人を抽出し、これを調査対象法人とするということでございます。

標本法人数の資本金階層別に内訳は次のとおりであるということでございます。

これは、実は試験調査の結果を踏まえまして、標準誤差率、これを計算いたしました。実はここで1億以上、全数となっております。従来調査では10億以上が全数調査でございます。10億以上ですと、金融・保険が、先ほど母集団表を見ていただきましたが、今現在ですと8百社、1億円以上で2千5百社となっております。金融・保険業はこれだけの統計をこれから始めるわけですから、なるべく精度の高い統計にしたいということで、私どもも1億以上は全数調査をさせていただきたいというところでございます。

それから、1億未満のあとの2階層、2区分、これは試験調査の結果、標準誤差、特に1千万未満、これは5つほどの実は項目について標準誤差率を出していただいたんですが、大体5%。どの項目も5%でございます。そこで、3千社とらせていただいております。

それから、1千万以上1億未満。これはやはり分散がちょっと大きかったんですが、2けた、10に標準誤差率が満たないところ、大体10ぐらいを基準に4千社とればいだろうということで4千社に決めさせていただいております。

それから、(2)としまして、資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出とします。資本金1億円以上の法人は全数抽出と、今お話ししたところでございます。

それから、ただし、各階層内の標本数は一定数以上の標本を確保することとする。これは統計精度でございます。

4番としまして、標本の抽出時期と使用期間でございますが、標本の抽出は毎年度当初、これは今の一般の抽出と同じでございます、標本法人は当該年度中2年間の調査対象法人、これは2年間同じ法人で調査対象をお願いするということでございます。

また、年次別調査と四半期別調査では同じ法人を標本としまして、統計精度の向上を図るということでございます。

今は、1億未満は年次別調査、四半期別調査は違う法人であって、毎年サンプルがえをしていると。いろいろこれで精度の問題等ありますが、やはり法人の負担ということで、かなりそういう抽出方法になっております。ただ、金融・保険というのはこれから始めるものですし、許認可受けている法人、そういう状態でございますので、ぜひ2年間ご協力いただいて精度を高めたいと。それから、年次別調査と四半期別調査も同じ法人でお願いしたいと思っております。

それでは、3番でございますが、法人企業統計の調査票でございます。

実は5種類の調査票が追加されるということでございまして、表紙に書いてございますが、1号様式というのが従来の金融・保険業以外の法人用でございます。それから、2号様式というのが年次別調査の銀行業用、それから3号様式が貸金業、4号様式が証券業、それから5号様式が保険業、第6号はその他の証券とその他の保険でございます。

四半期別調査は7号から12号ございますが、同じ分類でございます。中身はまた今度時間のあるときに見ておいていただきたいと思いますが、一応、業法にのっとったそれぞれの調査となっております。

それから、これを決めるに当たりましては、もちろん試験調査、それからヒアリング、業界等々にも行って、意見は参考にさせていただいております。

それでは、飛びまして次に4番というところ、調査票が終わりまして4という資料をごらんください。

次に、法人企業統計調査の表章様式（案）でございます。

やはりそれぞれ調査票が12種類になったということでございまして、金融・保険業としてもそれぞれの業態の調査票が違う。ただし、その業態別の調査票の項目を表章するのは、これは当然でございます。

では、金融・保険として一緒にできるもの、これは一緒にしたい、それから、金融・保険と一般業種、これ一緒にできるものは一緒にしたいということで検討させていただきました。

見ていただきますと、1ページ、これは業種別、規模別の母集団の分布表でございます。これは金融・保険業の母集団の分布表は出させていただきました。こちらは年次別調査でございます。

それから、次の2ページからがこれは比率になっております。年次別調査の比率

でございます。

見ていただきますと、一番左側が金融・保険業を含む全産業となっております。実はこれだけ白抜きになっているものは、全産業で公表できるという比率でございます。自己資本比率から始まりまして、1ページは労働装備率まででございます。それから、その隣、これは金融・保険業として一緒に公表できるという比率でございます。その後は、それぞれ銀行業からその他の保険業まで6業態でございます。

それから、3ページ目に行きますと、一緒にできないものというのもございます。そのうちに業法等々変われば一緒にできるかもしれませんが、実は例を申し上げますと、一番の流動比率、これは銀行業、保険業では流動資産、固定資産という概念がまだしっかりできておりませんので、この辺が出せないというようなところで、今のところでは出せないというものをここに書いてございます。

それから、4ページに行きますと、それでは今度は調査項目で一緒にできるものはないかということを検討させていただいた結果がこれでございます。金融・保険業を含みました全産業、これで公表できるのはこの項目でございます。特に設備投資関係、これに見合う有形固定資産、無形固定資産の概念、これが全部一緒になりましたので、ここは全部出せます。

それから、純資産の部、株の資本から新株予約権、ここも全部一緒でございます。

それから、その下の損益計算でございますが、これは経常利益、これが一緒でございます。ですから、ここも一緒に出せる。それから、配当金のところ。それと費用でございます。これ税法上の減価償却、これも一緒でございます。その下の役員、それから役員給与等々の費用の分でございます。これも一緒に出せます。それから、最後に設備投資、これも全部一緒に出せるというところでございます。

次の5ページは金融・保険業だけで一緒にできるもの。今みたいな概念で、これは金融・保険業としてトータルで出せるというものです。

それから、6ページ以下、これからは表が長くなりまして、これは調査表の全項目でございます。その業種が6、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまででございます。

それから、12ページに行きまして、これは期首となっておりますが、調査票は前年度の決算期もいただくことになっております。フローの数字をするとき参考にさせていただきたい。期首も同じように、金融・保険業を含む全産業、それから金

融・保険業で一緒に出せるもの。その次からはそれぞれの銀行業から始まりまして、15ページまで、これはそれぞれの業態の調査票の期首の数字を公表させていただきます。

16ページからは四半期別調査でございます。累期比較となっておりますが、これ四半期ごとになりますので、こういう形になります。今の公表形態と同じでございます。ここは率の方が非常に、決算ではないので、調査項目もちょっと少ないということもございまして、余り多くはなりません、同じ形式で金融・保険業を含む全産業、それから、金融・保険業、その次に今度は全体の一緒にできる項目、それから金融保険業だけの項目。

それから、18ページからは金融・保険業も含みます全産業、これ、累期比較でございます。初めの1期しか載らないということでございます。それぞれ金融・保険業と載っております。

それから、19ページからがそれぞれの個々の銀行業から始まりまして、19、20、21、22、それから24ページまで、こちらはそれぞれの結果でございます。

それから、四半期は、これ特に固定資産の増減表という、設備投資をきちんととらえているというのもございまして、表がちょっと別でございます。これが25ページから26ページ、それから30ページまでが固定資産の増減表の関係が載っております。

それから、31、32ページ、33、34、年次別調査と同じでございます。期首のソウジユ係数を計上させていただいております。

それから、35と36は、これ先ほどの集約項目を決めるに当たりまして横に並べてみたというところでございます。参考に見ていただければと思います。こちらの一一般業種、それから金融・保険業、それから四半期と年俸とここに載っております。それを網羅して先ほど集約の表になっています。

それから、36ページ、37ページ、これは実は○とか×が載っておりますが、各業界相当の代表のところにも行って、これを本当にできますかということでご意見を聞いた参考でございます。これも資料としてつけさせていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

美添会長) どうもありがとうございました。

ただいまいただいた説明につきまして、ご質問、ご意見等お願いいたします。

舟岡委員、お願いします。

舟岡委員) 金融・保険業は一般事業会社と勘定科目が大きく異なっていますし、金融・保険業の中でもそれぞれ勘定科目コテンしまして、なかなか共通のフォーマットで統計調査を行うということが財務関係では難しい対象でありましたが、今回、調査票を標準的なものを整理されて調査を計画されているということは、我が国において活動している経理法人を中心としてすべてをカバーするという意味で非常に統計の利用上、有益だと思います。特に設備投資、それから利益、従業員、それから給与等が全産業横断的に対比できるということで、そのニーズは高いものがあると思います。

調査項目も丁寧に検討されておられますし、標本抽出の設計につきましてもかなり詳細に誤差率を検討されておりまして、そこについては多分何の問題もないのではないかと私は理解しておりますが、これは部会審議でいろんなご意見が出てくるものと思っております。

1点だけここで指摘しておきたいのは、今、この法人企業統計調査の審議と並行する形で日本標準産業分類の改定が進んでおります。金融・保険業も業法の改正に伴いまして大きく変わることが予定されておりまして、それに対応して金融・保険業の範囲を明確にするということと、それぞれの業種対応した適切な調査票をうまく割り当てていくという、整合性について十分検討する必要があるのかなと理解しております。

以上でございます。

美添会長) ありがとうございます。

直接的な回答というのは、今、必要だったら最後の点だけ、もしわかりましたら、産業分類の新しい改定に対応して何か考えるとして、そのスケジュールどうなっているか、もしわかりましたらそこだけお願いします。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) 一応、今、産業分類部会にも出させていただいておりますし、金融庁さんとお話はさせていただいております。それで、もちろん改正になりましたら、ただ、まだ9月でございますので、そこで省令改正等々は、その諮問いただきまして答申予定された後でございますので、そのときのもし何か改正するようなことがありましたら、対応させていただきたいと思っております。

美添会長) ほかにご質問、永瀬委員、お願いします。

永瀬委員) 私、専門が企業ではなくて労働や人口の方ですので少しの外れかもしれませんが、伺いたいと思います。

ここで本邦に本店を有する法人企業の調査というふうになっているんですけども、そうすると外資系ですとか、その辺はどういうふうになっているのかなど。特に、例えば三角合併が最近されますと、きょうまで法人企業だったものがあしたからは外資になるかもしれないですし、特に金融系で見ますと、外資の顕在化というのは非常に進んでいるように思うのですけれども、外資等については、例えば別の調査で出ているから構わないのか、それとも日本の営利法人の企業活動の実態を明らかにするためには、実は外資もぜひとらえなくてはいけないのではないかという点について、どのようになっているかを知らせていただければと思います。

美添会長) これ、実施者でよろしいですか。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) 外国の企業であっても、本店を日本に持っていれば対象になります。ただ、営業とか支店だけですと、実は対象にならないという、今は一般も同じような原則でしております。

美添会長) 母集団の定義ですね。それに対して今の質問は、十分な調査だと言えるかという質問なので、ちょっと回答難しいですが、名簿上、そもそも把握していないんですね。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) そうですね、母集団はそういう本店が日本にあると。

永瀬委員) 利用者としては見たいのかなという気がちょっとしたものですから。そこは全く最初から外して今後ともそれでよろしいのか、それともほかの調査でそれはされているので大丈夫ということなのでしょうか。

美添会長) 一般論ですか。

永瀬委員) 一般論になりますので、余り……

美添会長) 金融・保険以外も含めてということですか。

永瀬委員) 余り企業の調査はそれほど詳しくないものですから、よく知っていればきっとここで押さえているからいいんだろうということなので、これでいいということであれば、そうなんですけれども、利用者としては見たいんじゃないかなというふうに思ったということです。

美添会長) どうでしょうか。ちょっと問題が大きいので、ここで公式な発言はしにくいので控えさせてもらえますか。ちょっと難しいですね。とらえられていない部分が多いというのは事実だと思います。どうにかしようという動きもないわけではないですけれども、今のところうまくいっていない。そもそも事業所企業統計調査ですら補足できていない部分がたくさんあります。私が答えるのはおかしいので、この辺にしておきます。

ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。たくさんありそうですが、いかがでしょうか。

若杉委員。

若杉委員) 私が質問するとみずから注文を出すような話なので、差し控えたいと思っているんですけれども、金融統計部会でこれから審議をさせていただくということになると思うんですけれども、事務局からのご説明あるいは実施官庁からの説明、ご質問の方々がありましたように、さまざまな問題があって、これまで対象とならなかったという経緯がありますので、対象業種の追加をするに当たっての選定の原則がどういう考え方なのか、あるいはこれまで営利法人だけを対象にしていたんですが、金融・保険業の場合、必ずしもそれだけに絞ってしまうと、さまざまな組合形態のものが影響を受けてしまうということで、今回、そこは少し範囲を広げようというようなことで、補正しなければいけない部分があるとか、あるいは調査項目、調査事項につきましても、舟岡委員からありましたように、それぞれの業態によって少しずつ違ってきておりますので、すべて一般化して共通化するということが望ましいのかどうかという点は確かにありますので、より実態をうまくとらえるにはどうしたらいいか、その上で整合性ある調査票として提示し、調査するにはどうしたらいいかという観点から審議をさせていただくことになるのではないかというふうに思います。

それから、標本設計に際しまして、随分、これご苦労されて、いろんな視察調査もされておるようですので、こういった区分で随分な調査対象として補足し得るかどうかということは確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、集計公表につきましても、一部横断的に公表できる部分と、それから必ずしもそこにそぐわないという部分もありまして、これについても実態をよく見きわめた上で、なるべく利用者の利便に資するような形の調査票の集計公表を心が

けたらどうかというふうを考えて、議論したいというふうに思っています。

それから、舟岡委員がおっしゃいました日本標準産業分類の改定とちょうどタイミングが重なるので、最終的にはそれも念頭に置きながら同時決着といいますか、そういう感じの部分が出てくるのではないかなというふうに思っております。この点については標準産業分類部会と十分連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

私の方は以上です。

美添会長) ありがとうございます。

三輪委員、お願いいたします。

三輪委員) 事業所ではなくて企業となるとなかなかややこしいことが幾つか出てくると思うんですけども、念頭に置きますのは保険、これを保険を全部まとめて一つ保険。竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) はい、そうです。

三輪委員) そういたしますと、保険なんていうのは流通のところ比重が非常に高く、組織を代理店なんかに任せるのと自分のところの業者に任せるのでは、一緒に足しちゃいますと数字の読み方が非常に難しくなる。典型的には損保と税法というのは明らかに違ってきて、それを足し合わせた数字が出たときに、それをどうやって読むかということに関する追加的な情報がありませんと、これは結局は流通の中でどこまで調査対象に入れるかということが、企業調査、非常に難しくなりますけれども、それに極端に出るのが損保と生保の違いじゃないかと思うんですね。

そうしますと、もっとこれから進んでいきますと、今は本社の従業員のよう形で をしているんですけども、別組織にしてしまうとがらっと変わってしまう。ただし、BSの方は余り変わらないというようなことが出てくると、BSの読み方が非常に難しくなってくるというようなところがありますので、どこまで企業としてとらえるかというような、形どおりにやればこうだということはあるかと思えますけれども、そうしますと、出てきたものに関して読み方が非常に難しくなってしまうので、生保と損保の場合はあるイメージがありますから、それがあればまああ読める。しかしながら、それもなくて保険になってしまうと、非常に難しくなってしまうようなことがあるのではないかとということを心配をするんですけども、妙案としてどうすればいいという形が我々ありませんけれども、この場合ですと足してそのまま出てきてしまうと、読むときに困るようなことがあるのではないかと

いうことを心配するんですが、余り心配する必要ないんでしょうか。

美添会長) 今の件、集計公表のときに、どこで職種を分けて公表されるかを一言ご紹介いただけますか。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) 一応、日本標準産業分類の中分類が基礎でございますので、そこで保険業というところにしております。

それで、生保と損保のお話ございましたが、もちろん一応協会等ともヒアリングに行ったり、企業にお聞きしたときに、もちろんやっている内容が違うこともありますが、ただ、バランスシート等の項目は両方に聞きまして、それが記入要領というのがございます。損保ならこう、生保ならそうというような、こう入れてくださいと。概念は違うというお答えではなかったんです。ただ、呼び方とか違いますので、ここにはこれを書いてくださいというのをきちんと入れてくださいというを実は試験調査のときに、そういう要求はありました。ただ、一緒に一つの調査票にすることに対して、両方とも違和感があるとか、そういうことはなかったと記憶しております。

三輪委員) それでは、足し合わせてしまいますが、例えば従業員給与というところに出てくる数字が、片方は流通にタッチしている人の数字も入って、片方は入っていないという形になってくると、足し合わせたものの読み方が難しくなってしまうと思うんですよね。

そうすると、答える方にとってはこれに対応して答えればよろしい。しかしながら、足し合わせて出てきた数字を読む方にとっては、これはどこで切った数字なのかということがわからないと、読み切れないということを心配をしております。

舟岡委員) 先ほど私が最後に申したことも共通すると思うんですが、今回の業法の改正で金融代理業が認められたと。保険の代理業というのは以前からありましたが、今、三輪委員のご意見というのは、保険代理業を生命保険とか損害保険と同じ勘定科目でとらえることが適切かということとも絡みますし、原則として中分類で結果表章するということですが、その業界の実情に合わせて適宜そのところの切り分けも必要になるのかもしれないんですね。だから、そこは部会で十分審議する必要があると私は理解しております。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) その他の保険業というのがございまして、こちらの方に代理業は入るように一応なっております。ですから、保険業

というのは、本当に生命保険会社と損害保険会社でございます。

美添会長) 今の問題は部会審議で検討をお願いすることにいたしまして、ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

この調査、最初に大伏統計審査官からご説明ありましたように、もともと参考にはあります「統計行政の新たな展開方向」でも指摘されていますが、これ、平成15年。この時点より前から財務省、旧大蔵省時代からこの問題については一応あったと言いながら大変難しいということで、慎重な準備をしていただいたと理解しています。難しい調査に関して何とか原案ができたということですので、ぜひ意味のある審議をしていただきたいと思います。

基本的な考え方については、今、何人かの委員からご指摘いただいたように、取り入れることに関しては評価をするけれども、難しい部分は確かに残されている。特に産業横断的にどこまで集計できるかという原案について、きょうは詳しい紹介はなされていませんけれども、部会では集計項目についての議論がされると思いますので、その確認はよろしく願いいたします。

ご説明の中に対象業種を6業種ふやすということ、それから財務諸表にプラスして業法で定められた調査項目を入れる。それから、集計をしてそれに対応して整備するというご提案3つ説明されましたけれども、あともう一つ、詳しくは紹介されませんが、金融・保険業に関しては丁寧な標本設計がされているように見受けられます。特に2年間固定して協力をお願いするというので、お願いできるような準備はされていると思いますが、もし金融・保険でこのような調査がうまくいったとすると、今回の直接の同じモンポシンの対象ではないと言いながら、従来から調査していた製造、非製造の部分につきましても、同じような2年間固定、いわゆるローテーションのサンプリングの方法が検討可能になってくるものかと思われまます。直接の関係ではないと言いながら、この視点は将来も残しておくべきものように思われました。

2カ月しか議論の時間がございませぬが、大変重要な提案がなされておりますので、部会で時間をかけてご検討いただきたいと思います。

ほかにご質問等ございますか。

小原委員、お願いします。

小原委員) 第1号様式なんですけれども、調査票の。ここの右側にある7の費用のところは、

これは銀行業についての費用ということでよろしいかどうかと。

美添会長) 1号ですか。1号は銀行業以外。

小原委員) 銀行業以外。

美添会長) 従来の調査票です。第2号から、今、これ年俸ですね。第2号から6までありまして、それが今回含まれる各業種です。それどこかに名前書いてありますか。業種ごとの。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) はい。1号様式の下に。

美添会長) 右下ですね。

竹村財務省総合政策研究所調査統計部電算システム課長) 右下に書いてございます。

小原委員) わかりました。

質問したかったことは、費用の中に支払利息等というのがあったので、銀行業には余りない項目だったので、その確認でした。どうも失礼いたします。

美添会長) ということは、銀行業は第2号様式ですので、ここに費用が、今のご懸念の点はないと。とりあえず原案はこういう形ですね。

きょうはここを詳しく説明する時間がありませんでしたので、後ほどご確認をということでしたが、部会等でもよろしく願います。

小原委員) それから、もう一、二点、部会にも出席する予定なので、ちょっと心配になってきましたので。部会での主な議論は何なのか、どういうことになりそうなのかというのは、我々委員が決めることなのかもしれませんけれども、例えばこの調査項目のいろいろな項目について削除したり追加したりというようなことも入ってくるんだろうと思うんですけども、削除はいいとしても追加というのは可能なことなのでしょうかと、あつことをまず1点お聞きしたいということと、あつこの金融・保険業などを法人企業統計の中に入れたことによって、最初の諮問にありましたように、効果が出るということなんですけれども、政策上の最大の効果というのは何なのか。設備投資をとらえられるということだけなのか、そこら辺のお考えをもう一回確認させていただきたいなというふうに思います。

美添会長) 今、ご指摘いただいた点、従来から諮問を受けて検討する段階で、部会の中で議論されてきたことだと思いますが、調査項目の削除あるいは追加ということも、実施部局で可能であると判断すれば、従来もちろん提案に応じたこともありますし、技術的に無理だということもなかったわけではないと。

それから、この調査の意義は、それこそ部会で十分議論をしていただいて確認していただくべきものだと思いますので、従来からそのような姿勢で運営してきたものだと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

それで、先ほど部会で検討していただきたいと思っていることを少しお話ししましたので、大変お手数をおかけいたしますけれども、本件につきましては、企業統計部会で審議していただく予定になっております。若杉部会長が先ほども基本的な考え方はご紹介いたしましたので、よろしく願いいたします。

それではどうもありがとうございました。

### 3 部会報告

美添会長) それでは、次に、部会報告に移ります。

現在諮問されている案件の部会開催状況の報告ですが、6月22日と7月6日に第23回及び第24回の産業分類部会が開催されまして、諮問第320号「日本標準産業分類の改正について」、それを問題にしまして議論されました。この点につきまして、ご報告をいただきますが、産業分類部会の舟岡部会長、よろしく願いいたします。舟岡部会長) それでは、6月22日に開催されました第23回産業分類部会及び7月6日に開催されました第24回産業分類部会の審議概要について説明いたします。

まず、6月22日に開催されました第23回産業分類部会における議論の報告をいたします。お手元の資料4の1ページをご参照をお願いいたします。

その結果概要の中の5 審議の概要をごらんいただきたいと思います。

当日の部会におきましては、情報通信業について、運輸業、郵便業について、複合サービス事業について、卸売業、小売業について主として審議いたしました。

まず、情報通信業についてですが、この改定案等につきまして事務局から説明がありました後、審議が行われ、改定案についてはおおむね了承されました。

情報通信業について大きな改定というのは、インターネット付随サービス業について、前回の改定でこれを新設し、中分類1つ、小分類同じく1つ、大分類1つという構成でしたが、この間、インターネット付随サービス業事業所数、それから従業者数等で大変な伸張を示しまして、中分類の下に細分類をさらに細かく置くことが必要であろうということで、改定案では「インターネット付随サービス業」の下

に細分類として「ポータルサイト・サーバー運営業」、これはサーバー等の機能利用させるサービスを提供する事業所であって、ウェブ情報検索サービス業とかインターネットショッピングサイト運営業、インターネットオプションサイト運営業、こういうものが含まれるものであります。

それから、「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業」、これはインターネット通じて音楽・映像等を配信する事業を行う事業所が分類されます。主にASP事業者がここに分類されます。

それから、「インターネット事業サポート業」、インターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供する、そういう事業所、これに分割することにつきましては適当と判断されるという了解でありました。

それから、今回、「組込みソフトウェア業」、これを従来の「パッケージソフトウェア業」とか「受託ソフトウェア業」から分離するということについて、明確に区分できるのかという、そういう意見もありましたが、経済産業省で「組込みソフトウェア業」について、「組込みソフトウェア業」が主要な経済活動であるかどうかということについて、「組込みソフトウェア」開発に関係の深い事業を行っている事業所についてアンケート調査をやっていただいた結果、「組込みソフトウェア業」を新設するのが適当であるという結果が得られましたので、これについて部会で承認したということであります。

それから、ただし、「組込みソフトウェア業」につきまして、説明書きのところで、情報通信機械という、そういう機械器具等に組み込まれ、機器の機能実現するためのソフトウェアを作成する事業所となっていますが、主にマイコン制御の家電製品とか携帯電話等の電子機器、これの制御に役立つ「組込みソフトウェア業」というのがかなり大きなウエートを占めておりますから、例示に家電製品について加えることが適当であると、そういう意見がございました。

「ゲームソフトウェア業」につきましては、「パッケージソフトウェア業」と明らかにその作成工程等が異なるということで、それを設けることについては了承が得られております。

以上、情報通信業については、改定案どおりということで部会での了承を得ております。

次に、「運輸業,郵便業」の改定案につきましてですが、審議の結果、おおむね

了承されました。ただし、「郵便業（信書便事業を含む）」という説明書き、名称につきましても、「郵便業（信書便事業）を含む」の中に細分類として「郵便業」と「新書便事業」というのが立てられていて、この名称が適切かどうかということについて、分類の立て方も含めて再度検討することとなりました。

今回、「郵便業, 運輸業」とあわせて大分類を起こすということで、国際標準産業分類等との国際比較性が向上するという、そういう意見がございました。

ついで、「複合サービス事業」についてであります。この改定案について審議が行われましたが、改定案では「複合サービス」の「複合」という、そういう意味が単に複数の事業を行っている事業所という、そういう誤解が一部になされている場合があるということで、総説につきましても、金融と非金融の事業を組み合わせで行うものであるということが明確になるように修文を行っているけれども、中分類以下の「協同組合」等の説明書きではそうになっておりませんので、それについても同様に修文した方がよいという、そういう意見がありまして、部会としても了承しております。

それから、「卸売業, 小売業」についてであります。これは第21回の産業分類部会で、私から、ドラッグストアを新たに設ける必要、ホームセンター、無店舗小売業、これらを設ける必要、それから卸売業と小売業を中分類別で対応させて分類体系を整理する必要性、それから製造業の分類名称等が変わったことに伴って卸売業の名称変更等メモとして提出しましたが、経済産業省が熱心に検討していただきまして、それについて部会で報告がありました。

あわせて佐藤専門委員から、ドラッグストア、ホームセンター、無店舗小売業等について業界がどういう状況にあるかということについて報告がありまして、それを受けて審議が行われました。

その結果につきましても、そこに①から⑤までに示されているとおりでありますが、「ドラッグストア」については、新たな分類項目を設ける方向で検討したいと。検討については、さらに詳細に詰めることとしております。

「ホームセンター」についても分類項目を新設することについて明確に定義ができるかどうか、その範囲についてしっかりした定義が可能であるかどうか、そういうことを踏まえて今後、検討したいと。

「無店舗小売業」についてであります。これにつきましても、カタログ、新聞、

雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等で広告を行って、通信手段によって個人から注文を受けて商品を販売する事業所、あるいは家庭等を訪問して個人への物件販売または販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所、そういう店舗を持たないで小売活動を行っている、そういう事業所を立てることについて新たな分類項目を設ける方向で検討したいという、そういう経済産業省からのご意見がありました。

小売業の中分類体系を卸売業と同じような体系に整理することについて、前向きに検討していただくこととなりました。

これによって、中分類まででしか表章されておられません他の統計、例えば労働統計等とつき合わせて有効に利用できる、そういう方向が期待できるのではないかと考えております。

それから、一般機械、精密機械等については、製造業の分類改定によりまして、こういう名称が使われなくなりましたが、その変更に合わせて卸売業についても変更する方向で進めることとしたいと、そういう前向きな報告がなされました。

それを受けまして、委員等から出された意見としまして、卸売業と小売業の付加価値を正確に比較検討するためにも、中分類でできる限り了承統一していることが望ましいと。

それから、「無店舗小売業」というのは、把握の難しさとか分類をどのように格づけするかという難しさはあるけれども、昨今非常に進展しておりますから、これらを何らかの形で把握しなければいけない時期に来ていると。

さらに、「無店舗小売業」について、商品の所有権を有して小売する社と専ら代理仲立て、これは卸売業では立っておりますが、一種のブローカーであります。こういう事業者を区分する必要はないかどうかと、そういう意見も出ました。

それから、その他の議題としまして、第21回の産業分類部会で大分類N-「医療、福祉」の中に細分類「結核病院」が充てられておりましたが、その数が僅少で分類項目を設けることが適当かという、そういう指摘がありましたが、厚生労働省で検討していただいた結果、結核病院は現在一つにもう減少しておりますので、当該細分類項目は削除して一般病院の中にそれを含め、内容例示として表記すると、そういうことで了承されました。

以上が第23回の産業分類部会の結果内容でございます。

引き続きまして、7月6日に開催されました第24回産業分類部会における議論の報告をいたします。

同じく資料4の3ページをご参照お願いいたします。

当部会では、公務について、それから金融業、保険業について、サービス業の分割案について、本社等の管理事務、補助的経済活動を主な議題として審議が行われました。

最初に「公務」についてであります、「公務」の改定案等についてはおおむね了承されました。

「公務」については、ほとんどこれまでの改定においても十分な審議が行われておりませんでした。しかし、昨今、行政機関が独立行政法人化等進みまして、独立行政法人化しますと「公務」から外れます。それから、「公務」の定義としましては、公権力を背景として民間によって提供されないサービスを担っている機関というのが私の理解であります、どうも「公務組織」とか「公務」の性質が以前に比べると変わってきているので、少なくとも総説について、その趣旨をわかりやすいような形で説明書きを変える必要があるだろうと。それにあわせて「公務」として取り扱う機関とそうでない機関の内容例示について個別に検討することが必要であるということで、次回以降において最終的な「公務」についての分類をもう一度議論することといたしました。

それから、「金融業、保険業」についてであります、この改定案等につきましておおむね了承されました。ただし、今、細分類として「6492投資育成業」というのが「その他の貸金業、政府関係機関等非預金信用機関」に含まれております。それから、「6499他に分類されない貸金業、政府関係機関等非預金信用機関」の投資法人というのが同じ中分類に含まれておりますが、「6513投資運用業」というのは中分類「金融商品取引業、商品先物取引業」に分類されておまして、それらの境界が明確になるように分類名称、それから提示、内容例示を検討する必要があるという、そういう意見が出されまして、再度それについて検討することとなりました。

そこでの意見は、①は今述べたとおりであります、②番については、それに対しまして「投資育成業」というのは、公的な機関が地場産業の育成を図っておこなっている活動であって、そして「投資運用業」のベンチャーキャピタルにつきましては、営利を目的とする、そういう民間の投資育成機関であるということで、異な

る分類にするのも合理性があると、そういう意見も出されました。

それから、サービス業の分割案についてであります。これは第21回の産業分類部会の審議を受けて事務局から修正案の説明がありました。修正案は、「専門サービス業」の中に新たに「行政書士事務所」、それから「社会保険労務士事務所」等を分類として起こすというものであります。

審議の結果、①から③に記されておりますが、中分類「専門サービス業」におきまして、小分類として「公証人役場, 司法書士事務所」にあわせて細分類として「土地家屋調査士」を加えると。同じく中分類「専門サービス業」に「行政書士事務所」と「社会保険労務士事務所」を新設すると。

現行の中分類「専門サービス業」に「獣医業」と「機械設計業」及び「写真業」が分類されておりますが、これらにつきましては、新しく設けた中分類「技術サービス業」に移行すると。

「専門サービス業」、「技術サービス業」については以上であります。また、「その他のサービス業」のところではフィットネスクラブ等につきましては、「教育, 学習支援業」と「娯楽業」、この境界にあつて現在では「教育, 学習支援業」に分類されておりますが、それが適当かどうかということについては、次回、この部会で引き続き検討することとなりましたし、同様に活動内容について多岐に分かれて、かなりの部分情報通信業に近いとも考えられる「広告業」の扱いにつきましても、同様に次回以降で引き続き審議することといたしました。

部会で出された委員等の主な意見につきましては、そこに①から④まで示してございますが、「専門サービス業」はペーパーワークが中心のサービスであつて、「技術サービス業」は文字通り腕前を振るうサービス業ということで、両者明確に区分できるんじゃないか。

「獣医業」と「写真業」が「技術サービス業」に入ることによって、「専門サービス業」と「技術サービス業」の境界が不明確になるという、そういう意見もありまして、「その他の技術サービス業」というのが「技術サービス業」の中のバスケット分類項目として新設されましたが、その中に多くのものが入り込まれるということが、分類格づけ上、懸念されるという、そういう意見もございました。

そういう意見に対しまして、「専門サービス業」はソフト（情報）を、技術サービスがハードものを扱うサービスと整理できて、以前の分類体系よりはわかりやす

くなっていると。ただし、その総説については紛れがないように十分検討する必要があるということ。

それから、「学習支援業」、「娯楽業」の境界については、施設の提供を主たるサービスとしているものは「娯楽業」に入れるのが適当で、そういう観点から一般的なフィットネスクラブは実態から見ると「娯楽」の範疇に入るのではないかという、そういう意見がございました。

これらについては、引き続き検討することとされております。

「本社等の管理事務、補助的経済活動」につきましては、これを各中分類ごとに小分類として設けることについては、その必要性について共通の認識が確認されました。

各府省庁に「主として管理事務を行う本社等」を細分類として設ける必要性があるのかどうか、そういう会社組織にあるのかどうか、そしてその数はどうなのかという、そういう問い合わせをいたしまして、その結果に基づきまして、3つのタイプに区分できることがわかりました。

1つは、「卸売業、小売業」については自家用倉庫を置くことが必要であるけれども、そのほかの産業については、自家用倉庫というのは置く必要がない産業が大半であり、あっても僅少である等、特別に置く必要はない。

それから、「本社等の管理事務」、これを「主として管理事務を行う本社等」、これがその産業の特性から置くことがあり得ない、あるいはあっても僅少であるものについては、それを置かず、即ち「管理、補助的経済活動を行う事業所」の下に細分類として1つだけ、「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」を新設するという、そういうタイプが出てきたと。

したがって、もう一度整理しますと、3とおり。「管理、補助的経済活動を行う事業所」という下に末尾がゼロの番号で、「主として管理事務を行う本社等」、それから「自家用倉庫」、これは末尾が08のコードを予定しておりますが、それを置き、そして末尾が09のコードで「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」、この3つ置くのが「卸売業、小売業」でありまして、それ以外につきましては、主として「管理事務を行う本社等」と「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」、この2つを置く産業と、それと「管理、補助的経済活動を行う事業所」という小分類の下に同じ名称で01として「管理、補助的経済活動を行う事業所」、これ

を置くという3つのタイプに産業がそれぞれ区分されるということを原則とすることといたしました。

なお、経済産業省から「情報サービス業」と「映像・音声・文字情報制作業」については、「主として管理事務を行う本社等」を設ける必要性について改めて検討したいという、そういうご意見がございましたので、次回以降これについて見当することといたしました。

何よりも「主として管理事務を行う本社等」の「管理事務」というものを定義することが極めて重要であります。これにつきまして、できる限り抽象的な表現は避けて、当該産業につきまして現業の内容を明示して、それと対比して「広報・宣伝」、「不動産管理」、「研究開発」等、代表的な活動を明示して格づけ上、紛れがないようにわかりやすく説明書きをつけ加える必要があるという、そういう意見もございました。

以上が第24回産業分類部会についての報告でございます。

次回の産業分類部会の予定につきましては、7月24日に開催して、残された、まだ検討していない産業であります「不動産業、物品賃貸業」、「農業、林業」、「漁業」、「製造業」、それから「卸売業、小売業」その他について再度審議することとされました。

以上でございます。

美添会長) どうもありがとうございました。

ただいまのご報告に対しましてご意見、質問等何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

委員。

委員) 1点だけよろしいでしょうか。

皆さん、諮問のときの資料というのは多分お持ちじゃないと思いますので、どこがどう変わったかというのがなかなか理解しづらいところもあるかと思いますので、産業ごとに分類体系についての審議が一通り終わった後の来月の審議会におきまして、現行の日本標準産業分類の体系と諮問時の改定案と、それと部会を通して修正された改定修正案と並べてお示しして、また改めてご意見等をいただけたらと思っております。

美添会長) 余り細かいことをこの場で議論をする時間ありませんが、大きな問題等で何か

ありましたら。

委員) 細かいことでいいですか。

細かいことですか。外に発言の機会もなかったようですので、じゃお願いします。

委員) すみません。細かいことなんですけれども、ちゃんと勉強していないのであれですけれども、3点ございます。

1つは、「ドラッグストア」の定義というのをちょっとお教えいただけないかと。これはホームセンターについては、定義ができるかというようなことは議論されているということでございますが、ドラッグストアについてはある程度定義が詰まっているのかどうかというのが第1点です。

第2点は、「公務」についてなんですけれども、独立行政法人が一律に公務から外れるのですか。例えば公務員型と非公務員型ございますが、今、私の理解では、公務員型というのは、我々、行政活動そのものであるようなところであるようなところが多いんですが、それもすべてどういうふうにすると、その後分けるのかというようにところをちょっとお教えいただけないかと。

それから、もう一つは、郵便の分類の名前が議論になったというお話で、これはちょっと単なる興味でございますが、どこが問題になったのかをお教えいただけないかと。

3点でございます。

舟岡部会長) ドラッグストアにつきましては、このような定義を考えております。主として医薬品、商品を中心とした各種商品を一括して1事業所でセルフサービス方式で小売する事業所であって、一般医薬品を取り扱っているといたしますと、過去から安定的に継続してデータが利用できるということとなります。

委員) 「主として」の意味合いはどの程度と。割合とかそういう定義があるんですか。

舟岡部会長) その割合は通常ですと、7割というのが商業統計では「主として」という概念を使っております。

委員) ここでもそういうふうに分類としても考えると。いや、私が思っているような今のドラッグストアというのは、医薬品のシェアが非常に低くなっているということ、一般に言われているドラッグストアでございますが、そういうところはそうすると、ドラッグストアに分類されないということになるのかどうかをちょっと知りたかったんです。

舟岡部会長) これは次回の部会で改めて確認したいと思います。ここはコンビニエンスストアの扱いのところで議論いたしまして、7割を超えたら飲食料品小売業の中にコンビニエンスストアを分類することが適当ではないんじゃないかと、そういう意見もありましたが、そのところが主としてということで、おおむね7割が一つの目安になっているんだろうと思いますが、改めてこれは部会で確認したいと思います。

それから、「公務」についてであります。これは先ほども申しましたが、前回の改定の段階では独立行政法人化が進展している真っ最中でありまして、独立行政法人がどういう形態になるかということを見定めて、その上で総説等の説明書き、それからそこに含まれる活動、それを分類することが適当だろうと私は個人的に判断しまして、前回改定では全く審議しませんでしたと言うと、何かよろしくないんですが、ほとんど十分な審議を行わず、今回に回したわけですが、ご指摘のように、独立行政法人につきましても、公務員型と非公務員型、これをどう切り分けるのか、切り分けないのか、それから現行、公務として扱われていない「動植物の検疫所」とか、そういうものが本当に公務でない扱いで、適当なのかどうか、例えば貿易も関税業務と何が違うのか、そんなこともありまして、これについても次回検討することとしております。

それから、郵便業の名称についてですが、先ほどさらっと申しましたが、郵便業は中分類として（信書便事業を含む）という形で立っております。小分類も「郵便業（信書便事業を含む）」という同じ名称ですが、細分類について「郵便業」と「信書便事業」という2つに改定素案では分かれておりまして、その結果、「郵便業」というのは、「信書便事業」というものと違った名称にしているのに、「郵便業」という名称で「信書便事業」を含むというのは、これはちょっと誤解を招くんじゃないかという。実はこれを検討する中でもう少し大きな問題が私自身気づきまして、「郵便業」と「信書便事業」というのは、本当に十分な業が区分するだけあるのかどうか、そういうことを検討する私自身気づきまして、次回以降の部会でそれについてもあわせて審議したいなと考えております。

美添会長) ありがとうございます。

先ほど余り細かいことはやめようかと言いましたけれども、今の程度のご質問がありましたら、お願いします。ございませんでしょうか。

次回、全体を眺めた説明をいただいて、議論をする場を提供するという部会長の

説明でしたが、よろしいでしょうか。

三輪委員、何かありましたら。

三輪委員) 考え方によっては大きいヒシュウのような気がしますけれども、3ページから4ページのところに、「投資育成業」なるものをどうするかということで意見があつて、次回議論をされるということになっているんですけれども、「投資育成業」という名称自体、これ何のことという感じが私して、ちょっと偏見がある表現じゃないかと思えますけれども、質問の内容は、2番目のところに「営利を目的とする民間ベンチャーキャピタルとは異なる」、さらに分類基準の中にこういう判断基準を、営利を目的とするかしないかというようなことが入り得るか。意図的に言えば、私は、社会の役に貢献したいとだれでも考えるとしますと、営利を目的とする民間のやつとは種が違うんだということを産業分類の中に入れるという議論がそもそも出てくるのが私不思議ではないんですけれども、こういうものは産業分類の基準としてあり得るかということは大きい問題だと思いますけれども、これは今のところはあり得るかもしれないということで、次回に持ち越したという意味ですね。

舟岡部会長) そうですね。必ずしも営利、非営利が産業分類上の基準にならないかといいますと、そうともいえないわけですし、営利活動ということになりますと、それに伴った活動がどこかで必要になるわけですね。その部分が大きなウエートを占めていて、非営利のそういう投資育成業とは明らかに違った事業内容であるということであると、これは区分できるんですね。そのところが実態どうなのかということも十分踏まえて検討する必要があると思います。現行で投資育成業というのは、中小企業投資育成会社という、現行では公的な機関で3つだけ置かれている。東京と名古屋と大阪でしたっけ。

(「そうですね」)

舟岡部会長) その3つが該当するものでありまして……

三輪委員) お言葉ですけれども、営利か非営利かというのは、非営利というのは利益を上げてはいけないというルールのもとに営業することしかなくて、これは医療機関なんかそうなんですけれども、我々の感覚からしますと、ということは営利活動をしていないという意味では必ずしもないんですね。お医者さんたちが営利を目的に活動していらっしゃるのではないといいますと、これは悪い冗談だというような、普通言われると思いますから、だから営利を目的とするか、しないかというのは、

法の建前上の制約条件であって、実際の行動をどこまで反映しているかと別の話だ  
と思うんです。だから、何かのところで建前として何かを言っていれば、それが産  
業分類になってくるというような議論になりますと、かなり混乱の要因になるので  
はないかと思って、これ大きい種じゃないかと。

舟岡部会長) ご指摘のように、部会でもそういう意見が多数出されまして、投資業というも  
のをひとつ大きな分類カテゴリーとして置き、その中で全体を総説するのが適当  
じゃないかという意見もありましたし、いや、さはさりながら、そういう公的な事  
業と民が行う事業というのは内容が違うという、そういう考え方もあり得る。これ  
は実態を十分踏まえて次回以降に検討したいと思いますし、ただいまの三輪委員の  
意見も十分参考にさせていただきたいと思います。

美添会長) ほかにございますか。

細かいことをするという話を始めると、時間が足りなくなりますので、次回、  
議論についてご説明をいただいたときに少し時間がとれると思います。

私も1つだけ便乗して質問をさせてほしいんですけども、今のミムラ委員の質  
問で、公務の中に独法の例えば公務員型というものをどう扱うかと質問ありまし  
たけれども、名称についてS公務で(他に分類されないもの)という名称があっ  
て、説明聞いたときに一瞬違和感があったんですが、確かに公務の中でも既に他の産業  
に分類されるというものがあつたら、それは他の産業に格づけされている。ここは  
ある意味で純粋な公務というところだと思うんですが、ただ、名称としては、前回  
の改定でLサービスができるでしたっけ、旧サービスでその他ですね、要するに格  
づけし損なつたという意味があるような含みの「他に分類されないもの」という名  
称だったんですが、この公務に関してはまさに「公務」そのものの内容だと思うん  
ですが、それが「他に分類されない」という名称だと何となく違和感がある。説明  
は確かにそのとおりで、統計用語としてはどこもおかしくないと言えば、そうなん  
ですが、ただ、違和感がありそうなので、これは国際的な表現、英語表現も含めて  
最後の案をつくるときにぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願いま  
す。

ほかに質問がございませんでしょうか。ないようでしたら、この報告は以上です。  
どうもありがとうございました。

#### 4 その他

美添会長)では、次に報告事項に入ります。

お手元の資料ですが、平成19年6月にはこの資料にありますように、総務省政策統括官室におきまして指定統計調査等について、軽微な承認案件として2つの調査に関する処理がなされています。この問題につきまして、犬伏統計審査官に報告をお願いします。

犬伏統計審査官)6月中に承認いたしました指定統計調査と密接に関連する承認統計調査は、この2本についてご説明いたします。

まず、最初に建築物実態調査でございますが、本調査は、指定統計調査でございます建築着工統計調査を補完する調査、端的に申し上げます、建築着工統計調査の漏れ調査というものでございまして、具体的には建築基準法に規定します建築工事届であるとか、それから建築物除去届、これが未届けとなっている建築物、それからその届出の対象外になってございます床面積10平米以下の建築物、この構造なり用途の実態を把握するというもので、昭和43年度から毎年実施されているものでございます。

そして、今回の改正につきましては、調査対象の中心、従前から国勢調査の調査区を用いてきたわけでございますが、17年度国勢調査の調査区が使用できるようになったということがございまして、今年度の調査から12年度の国勢調査の調査区から17年度の国勢調査の調査区1,880調査区を抽出しまして、そういうふうには17年度国勢調査区を用いて調査をするというふうに変更したというものでございます。

それから、続きまして家計消費状況調査でございますが、本調査は、指定統計調査の家計調査、これを補完するために13年10月から毎月実施しているものでございます。

今回の改正につきましては、21年度末にインターネットサービスが終了するというようなインターネット接続機能付固定電話、こういったものについては、将来の需要は見込めないということで削除。それから、自動車関係でETCの利用率というのがもう既に65%ぐらいになっているということがございまして、有料道路料金の追加をやるといったような消費動向を踏まえた調査項目に変更を行うと。それとともに、もう一つは、総務省の情報通信政策局総合政策課が毎年書類統計調査で通信利用動向調査というものをおつくりしてございまして、その中でとらえているよ

うな調査項目については、重複の排除を考えている。

それから、もう一つは、最近利用が増加してきています電子マネー、その保有利用に関する調査項目、これをも追加すると、そういった改正を平成20年1月調査分から実施しているものでございます。

私の方からは以上でございます。

美添会長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

いずれも大切な調査を補完するものとして実施されているということから、ご報告をいただきました。

特に2番目の家計消費状況調査ですけれども、家計調査を補完するものという説明ありましたけれども、このように調査項目の変更というのは、必要に応じて的確に実施することが望ましいと。そのように政策統括官室で迅速に対応していただいたもの理解しております。

よろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。

統計報告の徴集につきましては、お手元の資料6が、総務大臣はこの資料にあるような内容で承認したという報告がありましたので、ご確認をお願いします。

予定された議事は以上です。何かご発言のある方、よろしいでしょうか。

それでは、次回の審議会のご案内をいたします。

次回は8月3日(金)午後1時30分より総務省第1特別会議室、この場所において開催する予定になっております。詳細につきましては、事務局から追って連絡がまいりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第651回統計審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 以上 —